

第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務

(2) 業務内容

別添「第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 委託予定額

委託上限額 2,656,800円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

3 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表	平成30年	7月19日（木）
質問の受付期間	平成30年	7月19日（木）～7月24日（火）
質問に対する回答期限	平成30年	7月27日（金）
企画提案書の受付期間	平成30年	7月30日（月）～8月3日（金）
プレゼンテーション	平成30年	8月8日（水）
選定結果通知	平成30年	8月10日（金）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出の時点で、武雄市に業務委託に係る競争入札参加資格を有し、かつ、九州管内に本店、支店又は営業所を有するものとする。ただし、指名願の登録所在地は九州管内でなくとも可とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出日から契約締結までの間において、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。

- (5) J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていること。
- (6) 別添の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- イ プロポーザル企画提案書（任意様式）
- ウ 業務実施体制（様式第2号）
 - ※ 総括責任者及び業務担当者を配置すること。
- エ 会社概要（任意様式）
 - ※ パンフレット等で可
- オ 業務経歴書（任意様式）
- カ J I S Q 1 5 0 0 1 認定証等の写し
- キ 見積書（任意様式）

(2) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

(3) 提出期限：平成30年 8月 3日（金）午後5時まで

(4) 提出部数：正本1部、副本5部

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

- ア A4版縦、両面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上A3版を利用したほうが、確認しやすい場合はA3版の利用を可とする。
- イ ページ数は、両面印刷で20ページ（10枚）までとする。
- ウ 文字サイズは11ポイント以上とする。

(2) 企画提案内容及び留意事項

- ア 仕様書の内容を踏まえた実施方針等を記載すること。
- イ 仕様書に基づき、別紙の「審査基準」を踏まえた上で、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

7 質問及びそれに対する回答方法

(1) 質問の提出方法

- ア 提出書類：質問書（様式第3号）

イ 提出方法：持参又は電子メール（受付期限内必着）

ウ 受付期限：平成30年 7月24日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者をふせて、平成30年 7月27日（金）までに本市の公式ウェブサイトで公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

8 契約優先交渉権者の選定方法等

(1) 審査体制

市が設置する「第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等受託候補者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、審査・選定を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーションによる。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日時 平成30年 8月 8日（水）午後（予定）

※時間については、別途応募者に通知する。

イ 実施場所 武雄市役所内

※詳細については、別途応募者に通知する。

ウ 実施時間 20分以内（提案説明10分以内、質疑応答10分以内）

エ 出席者 3名以内

オ その他 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に武雄市に連絡すること。

(3) 審査基準及び選定方法等

審査委員会は、別表の審査基準により評価し、評価点数の合計が最も高い参加者を契約優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果通知及び公表

審査の結果については、文書にて申込者全員に郵送で通知する。

なお、審査結果については、武雄市ホームページにおいて公表する。

9 契約の締結

7で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出後、企画提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例（平成18年条例第11号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

12 問い合わせ、企画提案書等提出先

武雄市こども教育部こども未来課こども政策係

住 所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号：0954-23-9215

FAX 番号：0954-23-7585

E-mail：kodomomirai@city.takeo.lg.jp

(別表)

審査基準

評価項目	審査事項	配点
基本的な考え方	子ども・子育て支援事業計画を理解しているか。	10
	提案内容が具体的で実現の可能性があるか。	
	武雄市の現状を把握しているか。	
提案内容	仕様書に基づき、その目的、条件、内容を的確に反映した提案内容となっているか。	20
	適切なニーズ把握や施策の提言を行うための集計、分析手法となっているか。	
	業務ごとに、的確かつ具体的な実施方法が示されているか。	
	仕様書に定めのない業務に関しても積極的に取り組もうとする提案があるか。	
実施方法	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、事業が適切に実施できるか。	30
	子ども・子育て会議等に対する支援方法、妥当性はどうか。	
	国の政策および社会変化に対する情報収集および提供の方法はどうか。	
事業実績	ニーズ調査及び計画策定業務について、十分な実績を有しているか。	10
見積価格	価格が提案内容に対して適当か。	30
合計		100